

介護保険被保険者の障害福祉サービス上乗せについて

(2018年愛知自治体キャラバンまとめ)

上乗せ条件を明示している市町村が、昨年の23市町村から18市町村になっている。また、要介護5を上乗せ条件としたのは昨年の11市町村から8市町村となっている。「介護保険サービスのみで必要なサービスを確保できない状況であれば、障害福祉サービスの上乗せが可能」としたのは34市町村。

市町村名	障害福祉サービスの上乗せが可能		何らかの条件を設けている
合計	34	18	
1 名古屋市		○	要支援の該当者は、上乗せできない
2 豊橋市	○		
3 岡崎市		○	障害者区分6かつ、介護保険の要介護度5の者で上乗せすべき理由が明確なもの。
4 一宮市		○	障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)・介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること。
5 瀬戸市			「データなし」として回答なし
6 半田市		○	ガイドラインを定めて支給している。(介護保険非該当時に障害福祉サービスを利用している、介護保険に存在しないサービスを利用する等)
7 春日井市		○	居宅介護・重度訪問介護…介護保険の要介護度が要介護5の者生活介護…支給決定は月5日まで
8 豊川市	○		
9 津島市		○	①在宅の障害者であること。②介護保険の1月あたりの訪問通所サービス区分の支給限度基準額まで介護保険サービスを受けていること。③介護保険で訪問介護を②の基準額の100分の50以上利用していること。※上記①から③は福祉サービスで居宅介護を利用する場合。
10 碧南市	○		
11 刈谷市		○	要介護認定が要介護5であり、介護保険の区分支給限度額まで介護保険のサービスを受け、介護保険のホームヘルプサービスを介護保険の区分限度額のおおむね5割以上利用する場合。
12 豊田市		○	◎重度訪問介護…①～⑤のすべてを満たすこと。①要介護5②全身性障害者(両上肢、両下肢のいずれも障害が認められる肢体不自由者1級相当、)③介護保険の上限まで介護保険サービスを利用、④介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること。◎居宅介護(通院等介助)・・・①及び②を満たすこと。①要支援1または2、②通院等の介助の対象者◎居宅介護(身体介護等)・・・①～③のすべてを満たすこと。①要支援1または2、②介護保険の対象になる以前から障害サービスを利用、③独居又は高齢者世帯、障害者世帯、児童と同居している場合
13 安城市	○		
14 西尾市		○	介護保険の要介護度が要介護5の者
15 蒲郡市	○		
16 犬山市	○		
17 常滑市		○	・要介護4以下の者は、区分変更の手続きをしていること。・65歳以上になって障がい者(身体障害者手帳等の取得)となった者への上乗せ支給は認められない。・介護保険サービスの利用にかかる自己負担の支払いができないといった理由による申請は認められない。

市町村名		障害福祉サービスの上乗せが可能	何らかの条件を設けている	
18	江南市	○		
19	小牧市	○		
20	稲沢市	○		
21	新城市	○		
22	東海市	○		
23	大府市	○		
24	知多市	○		
25	知立市	○		
26	尾張旭市	○		
27	高浜市	○		
28	岩倉市	○		
29	豊明市		○	H30年9月より「障害支援区分の支給単位数から介護で利用する単位数を差し引いた分のみ障害サービスで支給可能」という内規を作成した。
30	日進市		○	要介護5、障害支援区分6で、障害が理由でサービスが必要と認められるとき
31	田原市	○		
32	愛西市		○	介護保険の要介護5であること。介護度4以下でも視覚・聴覚・知的・精神障害者については可
33	清須市	○		
34	北名古屋	○		被保険者の個々の状況をケアマネージャー等と相談しながら上乗せの内容を決定している。
35	弥富市	○		
36	みよし市	○		
37	あま市		○	必要不可欠なサービス支給量が不足し、かつ不測の理由が障害特有の理由であるかケアプラン等により勘案して支給決定する。
38	長久手市	○		
39	東郷町		○	・65歳以前から障害福祉サービスを利用している方と、65歳後初めて障害福祉サービスを利用する方に対応が異なる。・要介護4以上の者で、関係者からの事情を聴取した後、区分認定審査会で支給の可否等を決定。65歳になる前から居宅介護を利用していた場合は、介護保険と障害福祉を合わせた支給量が以前の支給量を上回らないこと。
40	豊山町		○	・障害者手帳所持者(肢体不自由の身体障害者手帳1級所持者に限る)・介護保険の要介護度が要介護5の者
41	大口町	○		
42	扶桑町	○		介護保険の対象となる以前から障害福祉サービスを利用している場合、介護サービスのみではサービス量が低下する場合、足りない部分は障害福祉サービスを継続して利用してもらっている。
43	大治町		○	身体障害者手帳保持者(身体以外は診断書等があれば認めることもある)
44	蟹江町	○		
45	飛島村	○		

市町村名		障害福祉サービス の上乗せが可能	何らかの条件を設けている	
46	阿久比町	○		
47	東浦町	○		
48	南知多町	○		
49	美浜町	○		
50	武豊町	○		
51	幸田町		○	介護保険の要介護度が要介護5の者
52	設楽町			対象者なし
53	東栄町	○		
54	豊根村	○		